

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、米沢市学校給食共同調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の選定について、公平性や透明性を確保し、本事業の履行に最も適した契約の相手方となる事業者を厳正かつ公平に決定するため、米沢市学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処置するものとする。

- (1) 事業者の公募に係る資料に関すること。
- (2) 事業者を選定するための落札者決定基準に関すること。
- (3) 提案書等提出された書類の審査及び評価に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、次の職にあるものをもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 企画調整部長
- (3) 建設部長
- (4) 教育委員会教育指導部長

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合には、その所管に属する職員のうちから代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ委員長にその代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3 会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

6 委員会における審査の結果は、落札者を決定した後に公表する。

(会議の開催の特例)

第6条 委員長が会議を開催するいとまがないと認めた場合は、会議の資料を持ち回ることによる委員長及び委員の協議をもって会議の開催に代えることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項の規定に基づき、学識経験者の意見を聴くこととする。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見、若しくは説明を聞き、又は委員以外の者に対し資料の提供を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、本事業に応募する事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることはできない。

(守秘義務)

第9条 委員は、審査の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、本市が公表した情報又は委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、米沢市教育委員会教育管理部教育総務課とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する委員会の所掌事務が終了したときに、その効力を失う。